苫前町イメージキャラクター着ぐるみ出動に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、苫前町のイメージキャラクター「とまお」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）が出動する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（出動の申請）

第２条　着ぐるみの出動を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ出動依頼申請書（様式第１号）に必要な書類を添付のうえ町長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、出動期間初日の６ヶ月前から７日前までの間に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（出動の承認）

第３条　町長は、前条の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの出動を承認するものとする。

(1) 営利を目的として主催するとき又は主催するおそれのあるとき。

(2) 苫前町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他、町が着ぐるみの出動について不適当であると認めるとき。

２　前項の決定は、着ぐるみ出動承認通知書（様式第２号により、）又は着ぐるみ出動不承認通知書(様式第３号)により通知するものとする。

（出動の取消）

第４条　依頼者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要領に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の出動は承認しないものとする。この場合において、依頼者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

（出動に関する注意事項）

第５条　依頼者は出動に当たり、控室及び出動に従事する者の駐車場所を確保しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

（出動にかかる費用）

第６条　出動にかかる費用は、原則無料とする。

（責任の制限）

第７条　着ぐるみの出動により、依頼者が被った損害又は依頼者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、町長はその責めを負わない。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、着ぐるみの出動に必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この告示は、平成２９年３月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

着ぐるみ出動依頼申請書

年　　月　　日

苫前町長　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

苫前町イメージキャラクターの着ぐるみの出動を依頼したいので、次のとおり申請します。

記

１　開催行事

２　開催日時

３　開催場所

４　出動要請内容

５　連絡先（担当者、電話番号）

６　添付書類（企画書等）

様式第２号（第３条関係）

着ぐるみ出動承認通知書

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

苫前町長

　　年　　月　　日付で申請のありました着ぐるみの出動については、下記のとおり承認としましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名称等 |  |
| 出動日時 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 出動場所 |  |

様式第３号（第３条関係）

着ぐるみ出動不承認通知書

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

苫前町長

　　年　　月　　日付で申請のありました着ぐるみの出動については、下記のの理由により不承認としましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名称等 |  |
| 不承認根拠 | 苫前町イメージキャラクター着ぐるみ出動に関する取扱い要領第３条第１項第　　号に該当 |
| 不承認の理由 |  |